

実践キャリア・アップ戦略
エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度
評価対象講座等認定基準（公開用）

1. 適用

本規程は、エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度レベル認定基準（CL100）3項で定める評価対象講座等の認定基準に適用する。

2. 関連文書

CL100 レベル認定基準

CQD11 用語の定義

3. 評価対象講座等認定基準

エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度レベル認定基準（CL100）3項で定める評価対象講座等の認定基準は、別表1のとおりとする。

4. 認定期間

認定期間は認定取得後の年度末までとする。但し、認定が1～3月の場合は翌年度末までとする。

5. 更新基準

前回申請内容に対し変更・追加等が有る場合は、都度、認定の更新申請が必要となり、更新基準は前項記載の別表1のとおりとする。

前回申請内容に対し変更・追加等が無い場合、又は申請機関から認定辞退の申し出が無い限り、又は申請機関が別に定める「評価対象講座等認定停止・取消し規程」3項(1)に該当していることが確認されない限り、認定は自動的に1年間更新され、以降の更新も同様とする。

以上

別表1 評価対象講座等認定基準

(1) 評価対象講座等は、以下A～Fの事項のいずれか、又は組合せに関するものであること。

- A. 地球温暖化問題の現状と対策等に係る事項
- B. 大気、水、土壤環境等の保全に係る事項
- C. 生物多様性の保全と自然共生社会の実現への取組みに係る事項
- D. 循環型社会の形成に係る事項
- E. 化学物質の環境リスク評価・管理に係る事項
- F. 国際協力、各種施策への取り組みに係る事項

(2) 評価対象講座等は、一定程度の講座内容の修得が確認されるプロセス／判定手段を含むものであること。

(3) 評価対象講座等を実施する者は、以下a～cに該当している者であること。

- a. 学校教育法に定める大学又は高等専門学校に準ずる以上の専門性を有し、評価対象講座等の実施に必要な体制能力がある。
- b. 会計処理、意思決定、責任体制等に関する規約等が整備されている。
- c. 会社更生法に基づく更生手続きの申し立て等が行われていない。